

保護者の方へ

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

特別支援教育就学奨励費では、ことばの教室・そだちの教室に通級するお子様をお持ちの保護者の経済的負担の軽減のため、通級にかかる交通費について助成いたします。

ただし、生活保護や就学援助を受けられている方は、受けられませんのでご注意ください。

1. 支給の対象となる範囲

通級の際に、最も経済的な通常の経路および方法により通学する場合のお子様のバス代、電車代、あるいは車で送迎する際のガソリン代となります。

なお、ガソリン代の算定にあたっては収入額・需要額調書にご記入いただいた距離をこちらで再度確認し、申請書とは異なる距離で計算する場合があります。

2. 申請手続き

『収入額・需要額調書』に必要事項を記入し、『所得に関する書類』を添付の上、通級学校にご提出ください。

通学費がかかる方で辞退をされる方も、「 辞退します。」にチェックを入れて、『収入額・需要額調書』を必ずご提出ください。

ただし、徒歩や自転車など通学費がかからない方は提出の必要はありません。

【受給を希望される場合は、『所得に関する書類』を必ず添付してください。】

- 『所得に関する書類』
- ① 令和元年分給与所得の源泉徴収票(コピー可)
 - ※①～③以外は不可
 - ② 令和元年分の所得税の確定申告書の控(コピー可)
 - ③ 令和2年度市・県民税申告受付書(市役所市民税課で申告の場合)

令和2年1月1日時点で茅ヶ崎市に住民登録がない方(他市区町村から転入した方)は、住民登録地にて『令和2年度市民税・県民税の課税又は非課税証明書』を取得し、ご提出ください。

※上記証明書以外は不可。(取得方法や取得可能時期等については各市区町村にお問い合わせください。)

提出期限 年 月 日

※提出期限以降のご提出は、提出日以降から支給の対象となります

3. 支弁区分について

特別支援教育就学奨励費は、保護者の負担能力の程度(世帯全員の収入状況等)に基づき支弁区分を決定し、これに応じて支給されます。支弁区分は次の3つに分かれます。

支弁区分	算 定 基 準
I	所得が生活保護基準の 1.50 倍未満の世帯
II	所得が生活保護基準の 1.50 倍以上 2.50 倍未満の世帯
III	所得が生活保護基準の 2.50 倍以上の世帯

※Ⅲ区分については、かかった交通費の2分の1の金額の支給となります。

4. 支弁区分の決定通知と支給方法

提出された申請書をもとに支弁区分を決定し、学校を通じて7月中旬頃お知らせします。

支給については、①9月末日(4~7月分)、②1月末日(8~12月分)、③3月末日(1~3月分)に分けて、保護者の口座にお振り込みします。(令和2年度より、就学援助費同様、**支給をお知らせする通知はお送りしません**ので、ご承知おきください。)

提出された申請書をもとに支弁区分を決定し、学校を通じて7月中旬頃お知らせします。

お問い合わせ 茅ヶ崎市教育委員会 学務課学事担当 0467-82-1111(代)